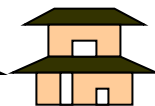
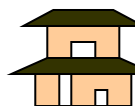


法テラス「相談援助」利用による

空き家・近隣問題無料法律相談



「危険な空き家を処分したい」

「隣の家との境界がはっきりしない」等、

空き家の問題や近隣の法的問題でお悩みの方、
一度弁護士にご相談ください。

(※相談は住民の方のみを対象としています。)



日 程： 毎週木曜日午前9時30分～午前11時30分

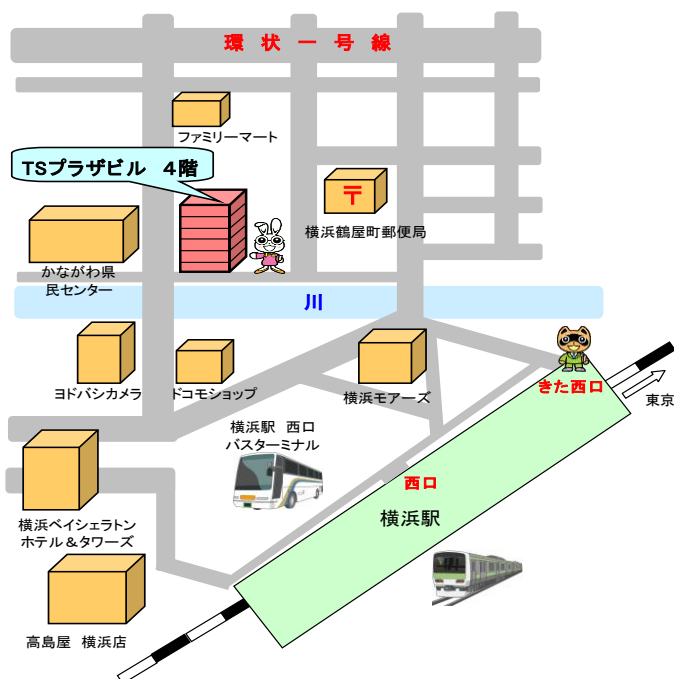
(※祝日・年末を除く)

場 所： 神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター

料 金： 無料(1コマ30分、お一人様1回限り)

予約受付： TEL 045-620-8300

月・火・木・金	午前9時30分～午後5時
水	午前9時30分～午後7時
土	午前9時30分～午後3時30分



★予約制ですので、事前にご予約ください。
予約の際に収入等を伺います。

★本相談は、法テラス「相談援助」を利用した
相談です。

★法テラス相談を同一内容で3回(以上)利用
されていますと、本相談をご利用できません。
また、収入が一定額以下であることなどの
条件がございます。

詳しくは相談センターにお問合せください。

★場所のご案内

神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター
横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2 TSプラザビル4階
※横浜駅西口より徒歩5分

※「法テラス」とは、「日本司法支援センター」の愛称です。

2018.3.10000

